



平成30年11月19日

各位

会社名 長谷川香料株式会社
代表者名 取締役社長 海野 隆雄
(コード番号 4958 東証第1部)
問合せ先 取締役兼常務執行役員 中村 稔
(TEL. 03 - 3241 - 1151)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成30年11月19日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに将来の経営環境の変化に対応する機動的な資本政策の遂行を可能とするため、並びに本日付「株式の売出しに関するお知らせ」にて公表いたしました当社普通株式の売出しに伴う一時的な当社株式の需給への影響を緩和する観点から、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	1,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.35%)
(3) 株式の取得価額の総額	2,500,000,000円(上限)
(4) 取得期間	平成30年11月21日(水)から平成30年11月22日(木)まで
(5) 取得方法	株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け
(6) その他	必要な一切の事項の決定は、取締役社長 海野隆雄に一任する。

(注) 当社は、本日付で公表した「株式の売出しに関するお知らせ」に記載の引受人の買取引受けによる売

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただき、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

出しにおける売出人である株式会社長谷川藤太郎商店より、今後、当社が自己株式の取得を決定した場合は、これに応じてその保有する当社普通株式の一部を売却する意向を有している旨の連絡を受けております。

(ご参考) 平成 30 年 10 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	42,438,129 株
自己株式数	270,025 株

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。